

株式会社確認サービス 判定区域別判定対象建築物等一覧

判定区域 (都道府県)	判定対象建築物	判定の業務を行なう事務所	受付をする事務所
愛知県	すべての建築物に係る判定の業務		
岐阜県	<p>次の建築物に係る構造計算適合性判定</p> <p>1. 延べ面積が 3,000 m²を超える建築物（建築物の 2 以上の部分がエクスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）</p> <p>2. 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物</p> <p>3. 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物</p> <p>4. 法第 20 条第 1 項第 2 号イ及び第 3 号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの</p> <p>5. 高さが 31m を超える建築物</p> <p>6. 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物</p> <p>7. 構造耐力上主要な部分に設計基準強度 36N/mm² 以上のコンクリートを使用する建築物</p> <p>8. 政令第 80 条の 2 の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物</p> <p>(1) 昭和 58 年建設省告示第 1320 号 (プレストレスコンクリート造)</p> <p>(2) 平成 12 年建設省告示第 2009 号（免震建築物）</p> <p>(3) 平成 13 年国土交通省告示第 1641 号（薄板軽量形鋼造）</p> <p>(4) 平成 14 年国土交通省告示第 410 号 (アルミニウム合金造)</p> <p>(5) 平成 14 年国土交通省告示第 463 号（システムトラス）</p> <p>(6) 平成 14 年国土交通省告示第 464 号 (コンクリート充填鋼管造)</p> <p>(7) 平成 14 年国土交通省告示第 666 号（膜構造）</p> <p>(8) 平成 15 年国土交通省告示第 463 号 (鉄筋コンクリート組積造)</p> <p>9. 政令第 39 条第 3 項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた平成 25 年国土交通省告示第 771 号第 3 第 2 項第 2 号（特定天井）の構造方法を用いた建築物</p> <p>10. その他知事が必要と認める建築物</p>	本社、東京支社、 大阪支社、横浜支店、 沼津支店、静岡支店、 浜松支店、豊橋支店、 岡崎支店、岐阜支店	本社
三重県	<p>一の建築物の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定業務（株式会社確認サービスの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。）</p> <p>1. 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物</p> <p>2. 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物</p> <p>3. 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メートルを超える建築物（愛知県内の事務所で判定が行われるものに限る。）又はその計画変更構造計算適合性判定に係る建築物</p>		本社

※ 岐阜県、三重県の判定対象建築物の詳細については、構造計算適合性判定部にお問い合わせください。